

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

| | |
|-----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 建設課 |
| 適用日 (掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|----------|--------------------|
| 不利益処分の名称 | 緑地保全地域における行為の禁止等命令 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 都市緑地法第 8 条第 2 項 |

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

| | |
|---------|--|
| 基 準 規 定 | 都市緑地法第 8 条第 1 項・第 2 項 |
| 処 分 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、町の区域内にある緑地保全地域内において法第 8 条第 1 項の規定による届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、当該緑地の保全のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、緑地保全計画で定める基準に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> |
| 参 考 資 料 | |
| 聴聞・弁明手続 | |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

| | |
|-----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 建設課 |
| 適用日 (掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|----------|-------------------|
| 不利益処分の名称 | 緑地保全地域における原状回復命令等 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 都市緑地法第 9 条第 1 項 |

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

| | |
|---------|---|
| 基 準 規 定 | 都市緑地法第 9 条第 1 項 |
| 処 分 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、町の区域内において法第 8 条第 2 項の規定による処分に違反した者があ る場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しく は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該緑地の保 全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原 状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命 ずることができる。</p> |
| 参 考 資 料 | |
| 聴聞・弁明手続 | |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

| | |
|-----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 建設課 |
| 適用日 (掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|----------|------------------------------------|
| 不利益処分の名称 | 特別緑地保全地区における原状回復命令等 (第 9 条第 1 項準用) |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 都市緑地法第 15 条 |

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

| | |
|---------|---|
| 基 準 規 定 | 都市緑地法第 9 条第 1 項、第 15 条 |
| 処 分 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、町の区域内において法第 1 4 条第 1 項の規定に違反した者又は同条第 3 項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> |
| 参 考 資 料 | |
| 聴聞・弁明手続 | |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

| | |
|-----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 建設課 |
| 適用日 (掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|----------|------------------------------------|
| 不利益処分の名称 | 緑化地域内において緑化率規制に違反した建築物に対する違反是正措置命令 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 都市緑地法第 37 条第 1 項 |

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

| | |
|---------|--|
| 基 準 規 定 | 都市緑地法第 35 条、第 37 条第 1 項 |
| 処 分 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>市町村長は、法第 35 条 (第 4 項を除く。) の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>(緑化率)</p> <p>第 35 条 緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築 (当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。) をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、緑化地域内の高度利用地区 (壁面の位置の制限が定められているものに限る。)、特定街区 (都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号に掲げる特定街区をいう。以下同じ。)、都市再生特別地区又は壁面の位置の制限が定められている同条第 1 項第 6 号に掲げる景観地区 (以下この項において「高度利用地区等」という。) の区域内において前項前段に規定する建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上とし、かつ、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えない範囲内で市町村長が定める建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(1) 10 分の 2.5</p> <p>(2) 1 から高度利用地区等に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に適合して建築物を建築することができる土地の面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値から 10 分の 1 を減じた数値</p> <p>3 前 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>(2) 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>(3) その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>4 市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。</p> <p>5 第2項の規定は、景観地区（都市計画法第8条第1項第6号に掲げる景観地区をいい、壁面の位置の制限が定められているものに限る。次項において同じ。）内の建築基準法第68条第2項各号に掲げる建築物については、適用しない。</p> <p>6 1から建築基準法第53条第3項又は第4項の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値から10分の1を減じた数値が前条第1項の規定により都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度を下回る建築物（高層住居誘導地区、高度利用地区、特定街区又は都市再生特別地区（以下この条において「高層住居誘導地区等」という。）の区域内の建築物を除く。）の緑化率は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、景観地区内の建築物（前項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）以外の建築物にあつては当該1から同法第53条第3項又は第4項の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値から10分の1を減じた数値以上でなければならない。景観地区内の建築物にあつては当該数値以上であり、かつ、第2項の規定により市町村長が定める建築物の緑化率の最低限度以上でなければならない。</p> <p>7 建築物の敷地が、第1項、第2項又は前項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の2以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、これらの規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度（建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあつては、零）にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。</p> <p>8 前各項の規定は、建築基準法第53条第5項各号に掲げる建築物（高層住居誘導地区等の区域内の建築物を除く。）、高度利用地区内の同法第59条第1項各号に掲げる建築物及び都市再生特別地区内の同法第60条の2第1項各号に掲げる建築物については、適用しない。</p> <p>9 第1項、第2項及び前3項の規定にかかわらず、建築基準法第52条第8項、第59条の2第1項、第86条第3項若しくは第4項（これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。）又は第86条の2第2項の規定の適用を受ける建築物についての緑化率の最低限度は、政令で定める。</p> |
| 参 考 資 料 | |
| 聴 聞 ・ 弁 明 手 続 | |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成27年10月31日 |

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

| | |
|-----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 建設課 |
| 適用日 (掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|----------|---------------|
| 不利益処分の名称 | 認定事業者に対する改善命令 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 都市緑地法第 64 条 |

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

| | |
|---------|---|
| 基 準 規 定 | 都市緑地法第 64 条 |
| 処 分 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>市町村長は、認定事業者が認定計画に従って緑化施設の整備を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。</p> |
| 参 考 資 料 | |
| 聴聞・弁明手続 | |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

| | |
|-----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 建設課 |
| 適用日 (掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|----------|-----------------|
| 不利益処分の名称 | 緑化施設整備計画の認定の取消し |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 都市緑地法第 65 条 |

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

| | |
|---------|--|
| 基 準 規 定 | 都市緑地法第 65 条 |
| 処 分 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>市町村長は、認定事業者が法第 64 条の規定による改善命令に違反したときは、緑化施設整備計画の認定を取り消すことができる。</p> |
| 参 考 資 料 | |
| 聴聞・弁明手続 | |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |